

令和5年8月

お客さま各位

静清信用金庫

### 各種規定の改定について

平素は当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫は、令和5年9月1日(金)より、各種規定を下記のとおり改定いたします。

改定の内容につきましては、次ページをご覧ください。

#### ◆改定する規定

- ・キャッシュカード規定
- ・法人キャッシュカード規定

以上



「キャッシュカード規定」新旧対照表

(下線は本文の変更箇所、*斜体*は説明を示す)

改正後（新）	現行（旧）
<p>1. ～14. (省略)</p> <p><b>15. 解約、カードの利用停止等</b></p> <p>(1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードは<u>お客さま自身で破棄してください。(当金庫への返却は不要です)</u>また当金庫普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に<u>お客さま自身で破棄してください。</u>なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。</p> <p>(2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合は、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを<u>当金庫</u>に返却してください。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>16. ～18. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>1. ～14. (省略)</p> <p><b>15. 解約、カードの利用停止等</b></p> <p>(1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを<u>当店に返却してください。</u>また当金庫普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に<u>返却してください。</u>なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。</p> <p>(2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合は、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを<u>当店</u>に返却してください。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>16. ～18. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

「法人キャッシュカード規定」新旧対照表

(下線は本文の変更箇所、*斜体*は説明を示す)

改正後（新）	現行（旧）
<p>1. ～14. (省略)</p> <p>15. 解約、カードの利用停止等</p> <p>(1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードは<u>お客さま自身で破棄してください。(当金庫への返却は不要です)</u>また当金庫普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に<u>お客さま自身で破棄してください。</u>なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。</p> <p>(2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合は、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを<u>当金庫</u>に返却してください。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>16. ～18. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>1. ～14. (省略)</p> <p>15. 解約、カードの利用停止等</p> <p>(1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを<u>当店に返却してください。</u>また当金庫普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に<u>返却してください。</u>なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。</p> <p>(2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合は、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを<u>当店</u>に返却してください。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>16. ～18. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>